

久留米大学オープンアクセス方針

令和7年7月16日 附属図書館運営委員会承認

(趣旨)

1 久留米大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び本学の基本理念に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学外に開示するべく、久留米大学オープンアクセス方針を定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）が出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を久留米大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

3 著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切であると研究者又は本学が判断した場合、当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリの運営)

5 リポジトリの運営に関わる事項は、「久留米大学機関リポジトリ管理運用内規」に基づき取り扱う。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。